

川崎市技能功労者等表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市表彰規程（昭和12年6月1日、規則11号）に基づき、ながく同一職業に従事して技能の練磨や後進の育成などにより市民生活の向上に功績のあった技能者の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰の基準は、原則として川崎市に居住し、主として市内で職業に従事している者であって、次の各号に定める条件を満たすものとする。

(1) 技能功労者

ア 技能者として、同一職業に30年以上従事している者であって、年齢60歳以上の者であること。

イ すぐれた技能を持ち、後進の模範となっている者であること。

(2) 優秀技能者

ア 技能者として、同一職業に20年以上従事している者であって、年齢40歳以上の者であること。

イ 優秀技能者にふさわしいすぐれた技能を持ち、後進の模範となっている者であること。

(3) 優秀青年技能者

ア 技能者として、同一職業に10年以上従事している者であって、年齢39歳以下の者であること。

イ 青年技能者にふさわしいすぐれた技能を持ち、将来を嘱望されている者であること。

(4) 永年特別功労者

ア 技能者として、同一職業に60年以上従事している者であって、年齢90歳以上の者であること。

イ すぐれた技能を持ち、後進の指導及び技能の継承等に励んでいる者であること。

(技能職種の範囲)

第3条 表彰の対象となる職種は、別表のとおりとする。

(選考の方法)

第4条 それぞれの技能職団体は、表彰の基準に該当する者がいるときは、市長に文書で推薦するものとする。

2 市長は、前項の技能職団体の推薦に基づき、被表彰者を決定するものとする。

3 被表彰者のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいてはならない。

4 市長は、その他特別に認める者を表彰することができるものとする。

(表彰)

第5条 市長は、次の各号に定めるところにより表彰を行うものとする。

(1) 技能功労者表彰

ア 被表彰者に対し、表彰状、記章及び記念品を授与する。

イ 表彰が決定した後に表彰者が死亡した場合は、遺族に表彰状、記章及び記念品を贈ることができるものとする。

(2) 優秀技能者表彰

被表彰者に対し、表彰状、記章及び記念品を授与する。

(3) 優秀青年技能者表彰

被表彰者に対し、表彰状、記章及び記念品を授与する。

(4) 永年特別功労者

ア 被表彰者に対し、表彰状及び記念品を授与する。

イ 表彰が決定した後に表彰者が死亡した場合は、遺族に表彰状及び記念品を贈ることができるものとする。

(委 任)

第6条 この要綱の実施について、必要な事項は別に定める。

(付 則)

この要綱は、昭和47年9月1日から施行する。

この改正要綱は、昭和48年8月21日から施行する。

この改正要綱は、昭和49年11月21日から施行する。

この改正要綱は、昭和51年6月21日から施行する。

この改正要綱は、昭和51年10月12日から施行する。

この改正要綱は、昭和53年8月8日から施行する。

この改正要綱は、昭和54年7月5日から施行する。

この改正要綱は、昭和55年5月23日から施行する。

この改正要綱は、平成元年3月22日から施行する。

この改正要綱は、平成元年7月8日から施行する。

この改正要綱は、平成5年3月8日から施行する。

この改正要綱は、平成16年3月11日から施行する。

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成31年4月8日から施行する。

【別 表】

(対象職種)

1 石 工	21 製めん業	41 はりきゅうあんま	61 建築設計士
2 印刷技能職	22 製本業	マッサージ指圧師	62 測量士
3 印章彫刻士	23 鮮魚技術師	42 板金技能士	63 現場管理士
4 屋外広告美術業	24 染物業	43 美容師	
5 花き装飾	25 造園工(植木職)	44 表具インテリア	
6 家具製造業	26 大工職	45 ふぐ包丁師	その他、市長が適当
7 ガラス職	27 タイル・煉瓦技能士	46 ブロック建築工	と認めた職種
8 木型師	28 畳 職	47 木槽製造業	
9 クリーニング業	29 建具職	48 屋根職	
10 個人タクシー運転士	30 打綿業	49 洋裁師	
11 こんにゃく製造業	31 調理師	50 着付士	
12 建築関係技能士	32 提灯装飾業	51 理容師	
13 左官職	33 電気技能士	52 和裁師	
14 写真師	34 とび職	53 ビルメンテナンス業	
15 食肉技術師	35 豆腐製造業	54 内装仕上施工	
16 寝具製造業	36 塗装技能士	55 防水工事業	
17 自転車業	37 時計修理業	56 土木工事業	
18 自動車整備業	38 煮豆惣菜業	57 鉄筋工事業	
19 製菓技術師	39 鋸目立職	58 舗装工事業	
20 製靴職	40 配管技能士	59 熱絶縁工事業	
		60 建築設備工	